

# 保険金で住宅修理ができると勧誘する事業者に注意!

## 相談事例

- 訪問してきた業者に「屋根瓦が浮いている。保険金で実費負担なく工事ができる。保険の申請は無料で代行する」と言われ、申込書にサインしたが、工事を取りやめたい。
- 火災保険で雨どいの修理ができると来訪した業者に保険金請求を依頼した。その後、修理を取りやめたいと伝えたら30%の違約金を請求された。



## アドバイス

- ・災害に便乗して、不必要な住宅修理を契約させられたという相談が寄せられています。
- ・「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう。
- ・保険金の請求は、ご自身で手数料なしで行うことができます。
- ・契約後でも「クーリング・オフ」ができる場合があります。

# 「お試し」「1回限り」のつもりが定期購入に!?

## 相談事例

- ネットの広告を見て、特別価格約3千円 of 美容液を購入した。肌に合わず使用をやめていたが、商品が再び届き、定期購入だと初めて気づいた。すぐに、事業者へ解約と返品を申し出たが、「発送日の10日前までに申し出ないと対応できない」と言われた。2回目の商品は1万円以上でとても高い。申込み時には、定期購入だと分からなかった。どうにかならないか。

## アドバイス

- ・1回だけのつもりで申し込んだが、定期購入になっていたという相談が多数寄せられています。
- ・通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。
- ・低価格を強調する広告は特に詳細を確認しましょう。
- ・注文する際には、解約条件などの契約内容をしっかりと確認しましょう。
- ・契約内容の記録のため、注文時の画面を写真に撮ったり、メールを保存することをお勧めします。

